

問題 1

Y 1 が本件土地を所有し、Y 1 の夫である A が本件土地上の本件建物を所有していた。平成 19 年 5 月 29 日、本件土地及び本件建物について、A を債務者、B を抵当権者とする共同抵当権（以下、「甲抵当権」という）が設定され、同月 30 日、その旨の登記がされた。同年 8 月 26 日、A は死亡し、Y 1 及び A の子である Y 2 が共同相続して本件建物の共有者となった。平成 20 年 10 月 14 日、本件土地について、C を債務者、D を抵当権者とする抵当権（以下、「乙抵当権」という）が設定され、同月 17 日、その旨の登記がされた。ところが、同月 30 日、甲抵当権の設定契約が解除され、同年 11 月 4 日、抵当権設定登記の抹消登記がされた。その後、乙抵当権が実行され、平成 21 年 3 月 6 日、X が本件土地を競売により買い受けてその所有権を取得した。X は、Y 1、Y 2 に対して、建物取去土地明渡しを請求できるか。

問題 2

宝石の販売店である X は、その顧客である A から、A が所有する宝石（時価 300 万円相当）のデザイン加工を頼まれたので、宝石加工の専門職人である B のもとへ当該宝石を送付した。B は、注文通りのデザイン加工を終え、大手宅配便業者である Y 社の宅配便を利用して、当該宝石を X 宛てに返送した。ところが、Y 社の過失により、集配の過程で当該宝石を入れた荷箱が紛失してしまい、X のもとへ当該宝石は届かなかった。

X は、A に 300 万円を宝石紛失のための損害賠償金として支払い、その上で、Y 社に対して、300 万円と弁護士費用 40 万円の合計である 340 万円につき、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

なお、X は、約 5 年ほど前から B に宝石加工の仕事を依頼しており、年間平均で約 50 回ほど宝石の送付と返送を繰り返し、その際には、X も B も Y 社の宅配便を利用していた。

また、Y 社の宅配便については、今回も含めてかなり以前から、その宅配便約款の中で、Y の損害賠償額の上限を 30 万円とする旨の規定が定められており、B が今回の送付時に必要事項を記入した送り状にも、「30 万円を超える品物はお引受けいたしません。万一ご出荷されましても損害賠償の責任を負いかねます」との文言が印刷されていた。

以上の事実関係の下で、次の各問に答えよ。

- (1) 一般に、「約款」とはどのようなものであるか、簡潔に説明せよ。
- (2) 一般に、取引に際して「約款」が使用されることには、どのような利点（長所）と問題点（短所）があるか、その双方につき説明せよ。
- (3) 本事案において、X の Y に対する 340 万円の損害賠償請求が認められるべきかどうかにつき論ぜよ。